

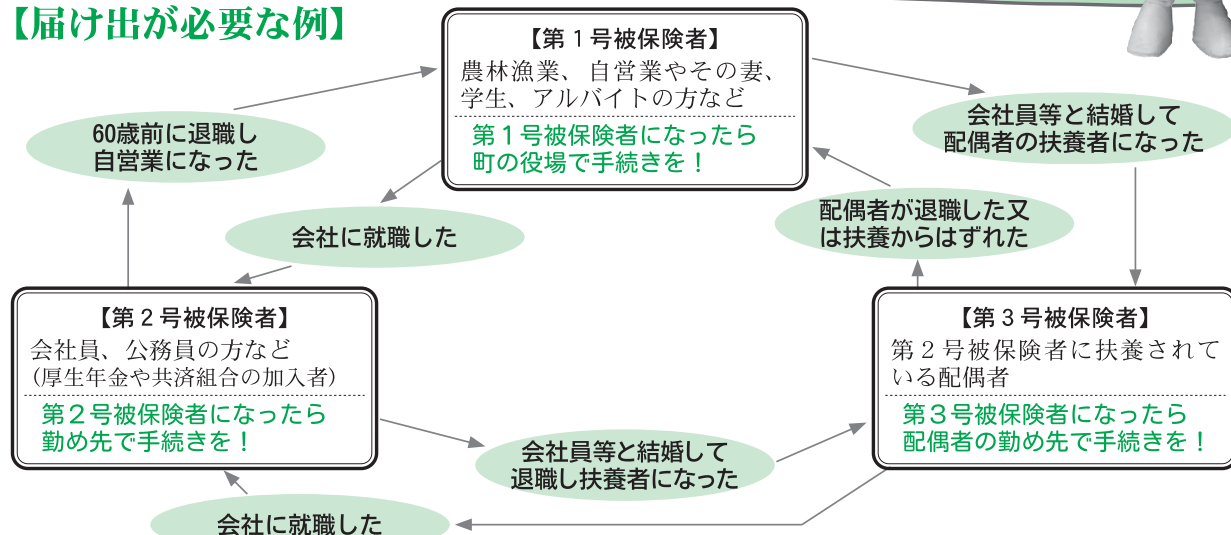
届け出、忘れていませんか？

届け出を忘れていると、その間は国民年金の掛け金は未納期間となってしまう
20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金加入者です。国民年金は
3つの種別に分かれていて、転職・退職・結婚などにより加入の種別が
変わった場合は、そのつど手続きが必要です。

未納期間になると、年金を受けられなくなったり、減額されたりしま
すので忘れずに手続きしましょう！



【届け出が必要な例】



このような異動があったときには、忘れずに届け出をしましょう！

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民課 戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)
函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)

●介護保険料の支払い

特別徴収（原則として年金が年額18万円以上ある方）

4月から翌年2月まで、6回の年金で特別徴収（年金差引）されます。原則として2月の特別徴収額と同額が4・6・8月の年金から仮徴収され、本算定後、10・12・2月の年金から本徴収されます。（特別徴収の方法については、国保税、道町民税、後期高齢者医療保険料も原則同様となっております。）

令和4年度中に65歳になったり、転入されるなど新たに第1号被保険者となり、年金から特別徴収が開始される方については、個別に通知します。また、保険料を平準化するため、6・8月の特別徴収額を変更する場合についても、同様に通知します。

年金から自動的に差し引きされますので、特別な手続や直接保険料を支払う必要はありません。

普通徴収（特別徴収以外の方）

7月上旬に納付書が送付されます。

本町の普通徴収の納期は、第1期（7月末）～第9期（翌年3月末）までの9期に分けており、各期ごとの納期限までに、役場出納室、郵便局または指定金融機関等（北洋銀行・北海道信金・農協・漁組）で直接保険料を支払うことになります。

なお、郵便局・北洋銀行・北海道信金・農協・漁組の金融機関で、口座振替をすることができます。

便利で簡単な口座振替をぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】 税：税 務 課 ☎2-2452
後期：町 民 課 ☎2-2453
介護：保健福祉課 ☎2-2454

求 人 募 集 !

有限会社 ヤマタ菊田水産

(有料広告)

■作業内容 松前漬 焼売 製造ほか

■勤務時間 8:00～17:00(休憩あり)※お子様のいる方要相談

■賃 金 @900円～

◆連絡先◆ ☎01377-2-3624 担当 木幡

